

容器包装の 3 R についての最近の取組状況について

平成 2 3 年 3 月

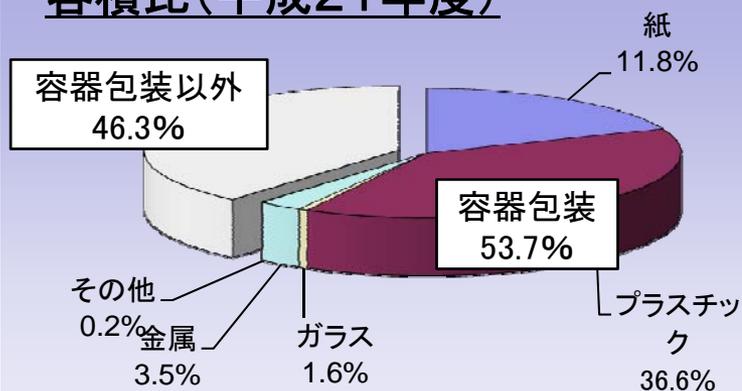
環境省 リサイクル推進室

容器包装リサイクル法の制定とその背景

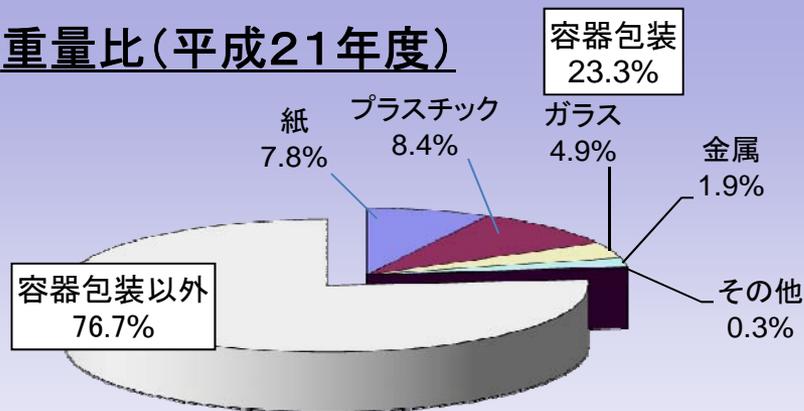
- 廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物の処理について、市町村が統括的な責任を有している(同法第6条の2)。
- 一般廃棄物の排出量の増大に伴い、その太宗を容器包装を占める一方、周辺住民の反対により最終処分場や焼却処理施設の立地が困難な状況であった。このため、平成7年に容器包装リサイクル法を制定。市町村が全面的に責任を負う従来の制度を改め、メーカー等にも一定の責任を負わせることとした。

容器包装廃棄物は家庭ごみの5割以上を占める(容積比)
ここ数年は一人当たりのごみ排出量は減少傾向であり、比率も減少した

容積比(平成21年度)



重量比(平成21年度)

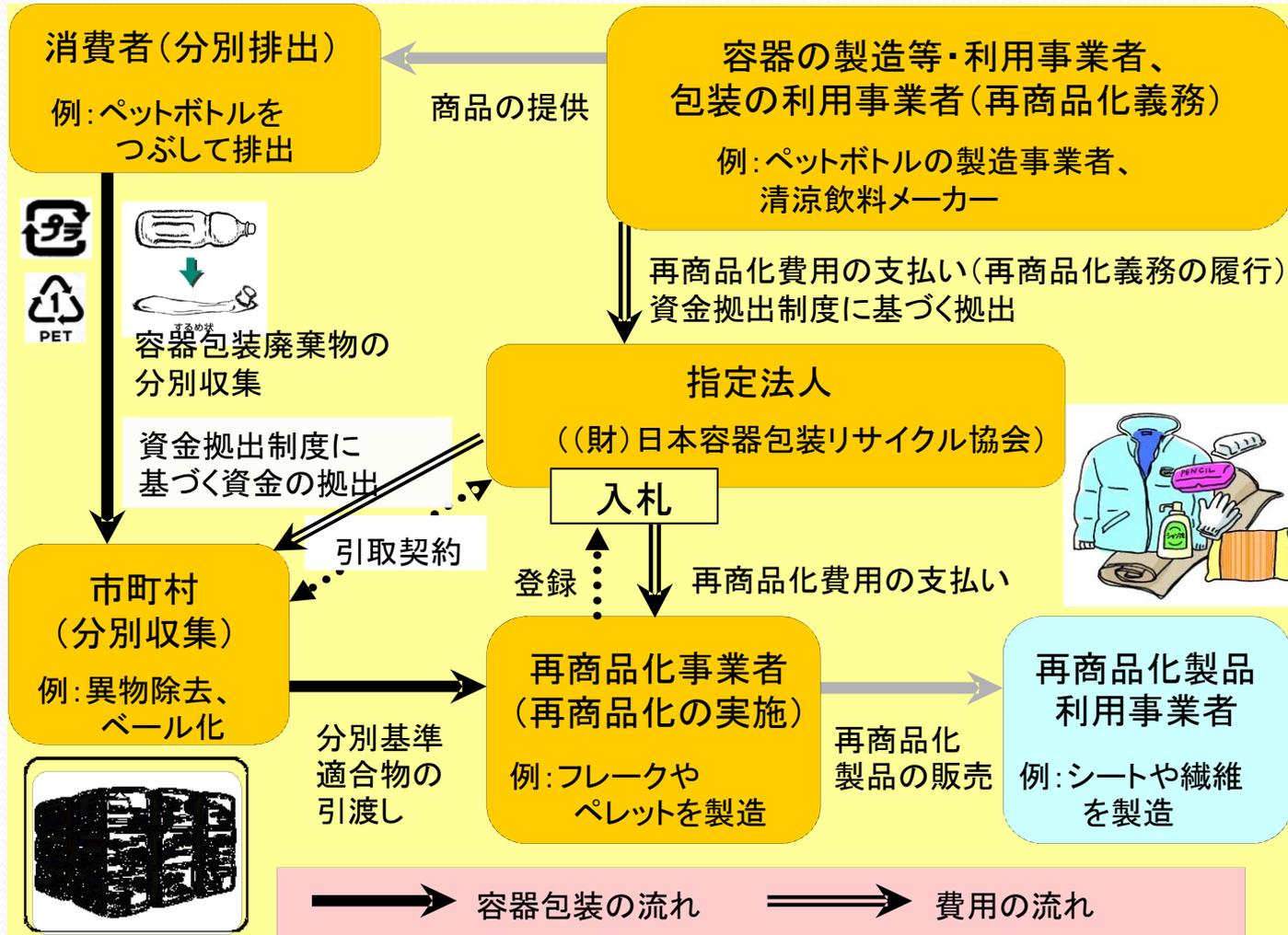


容器包装リサイクル制度の概要

① 消費者
(分別排出)

② 市町村
(分別収集)

③ 事業者
(再商品化)

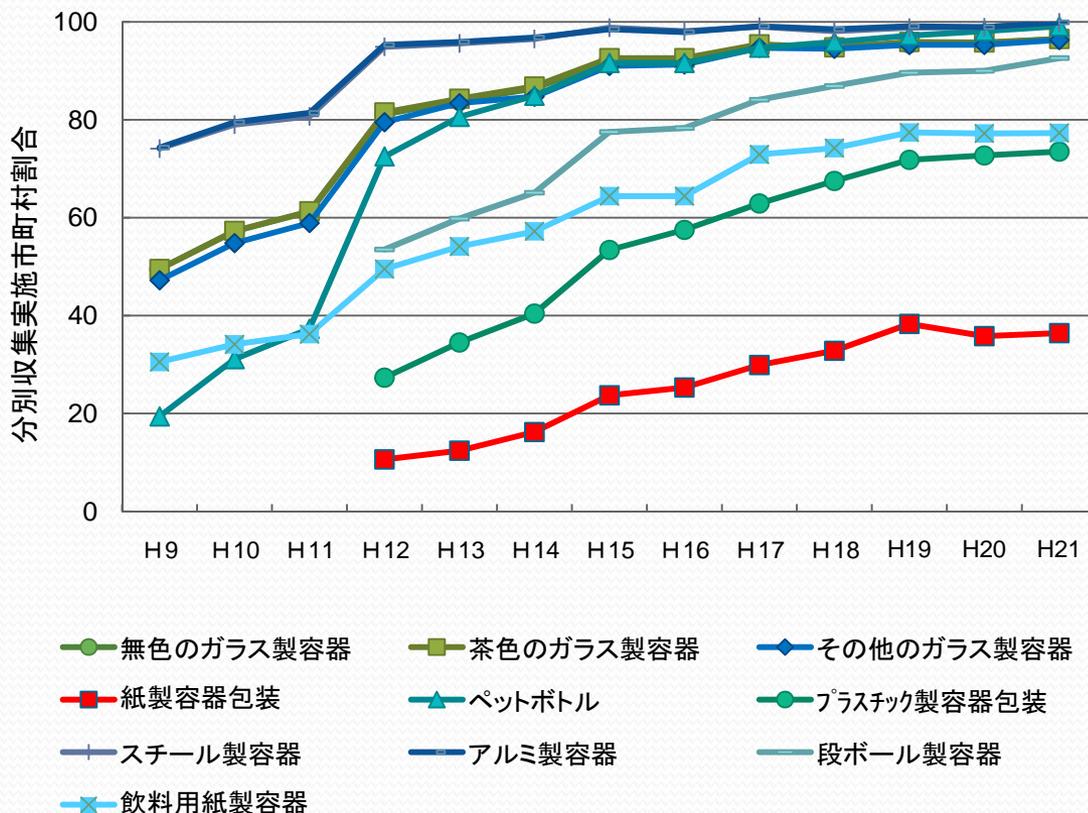


市町村における分別収集の取組状況

多くの品目で高い分別収集実施割合。紙製容器包装、プラスチック製容器包装については、他の品目に比べ実施割合が低い。

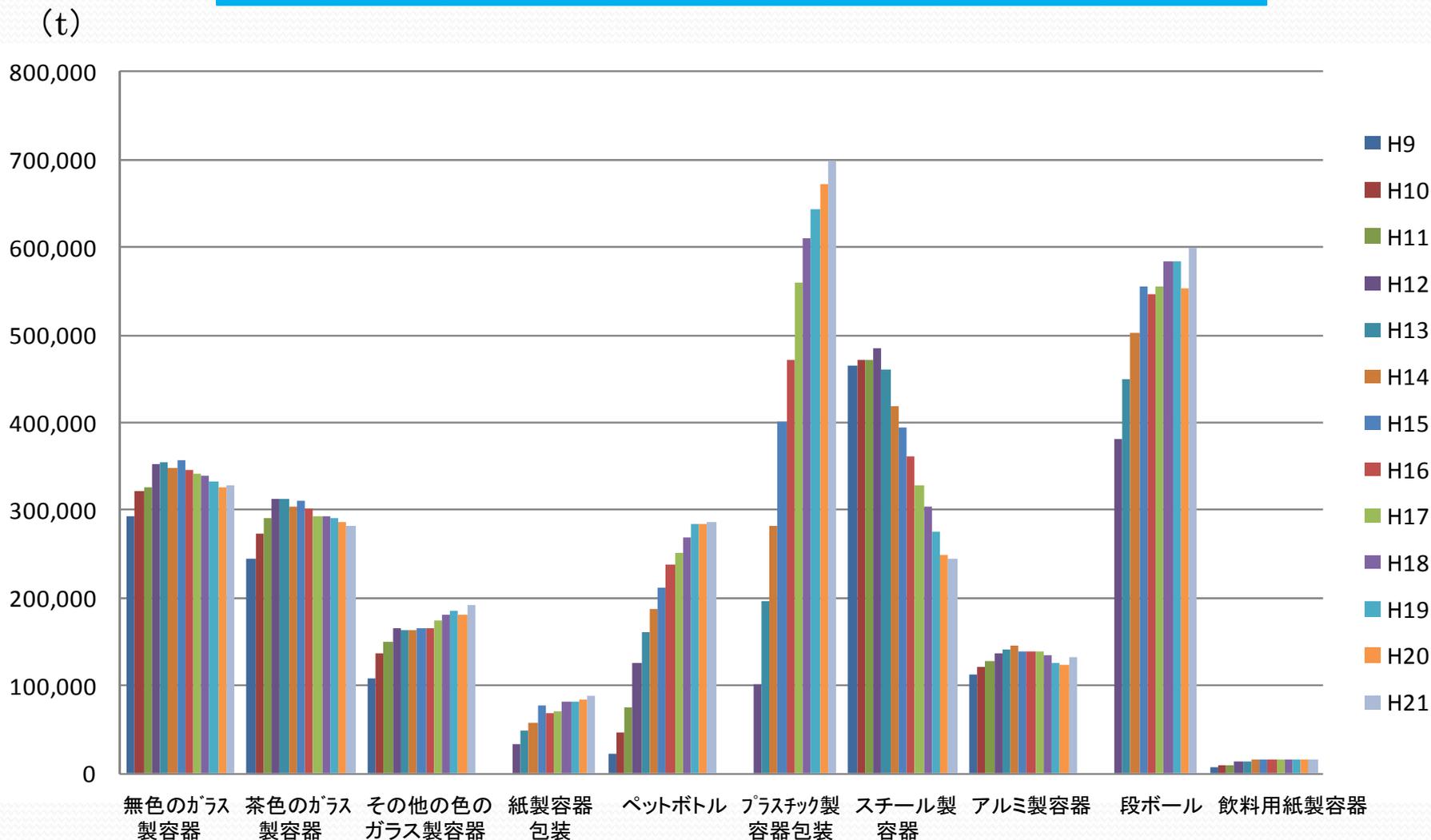
全市町村に対する分別収集実施市町村の割合と推移（平成21年度）

品目	実施割合(%)
無色のガラス製容器	96.5
茶色のガラス製容器	96.5
その他のガラス製容器	96.3
紙製容器包装	36.4
ペットボトル	99.1
プラスチック製容器包装	73.5
(うち白色トレイ)	38.0
スチール製容器	99.9
アルミ製容器	99.9
段ボール製容器	92.6
飲料用紙製容器	77.3



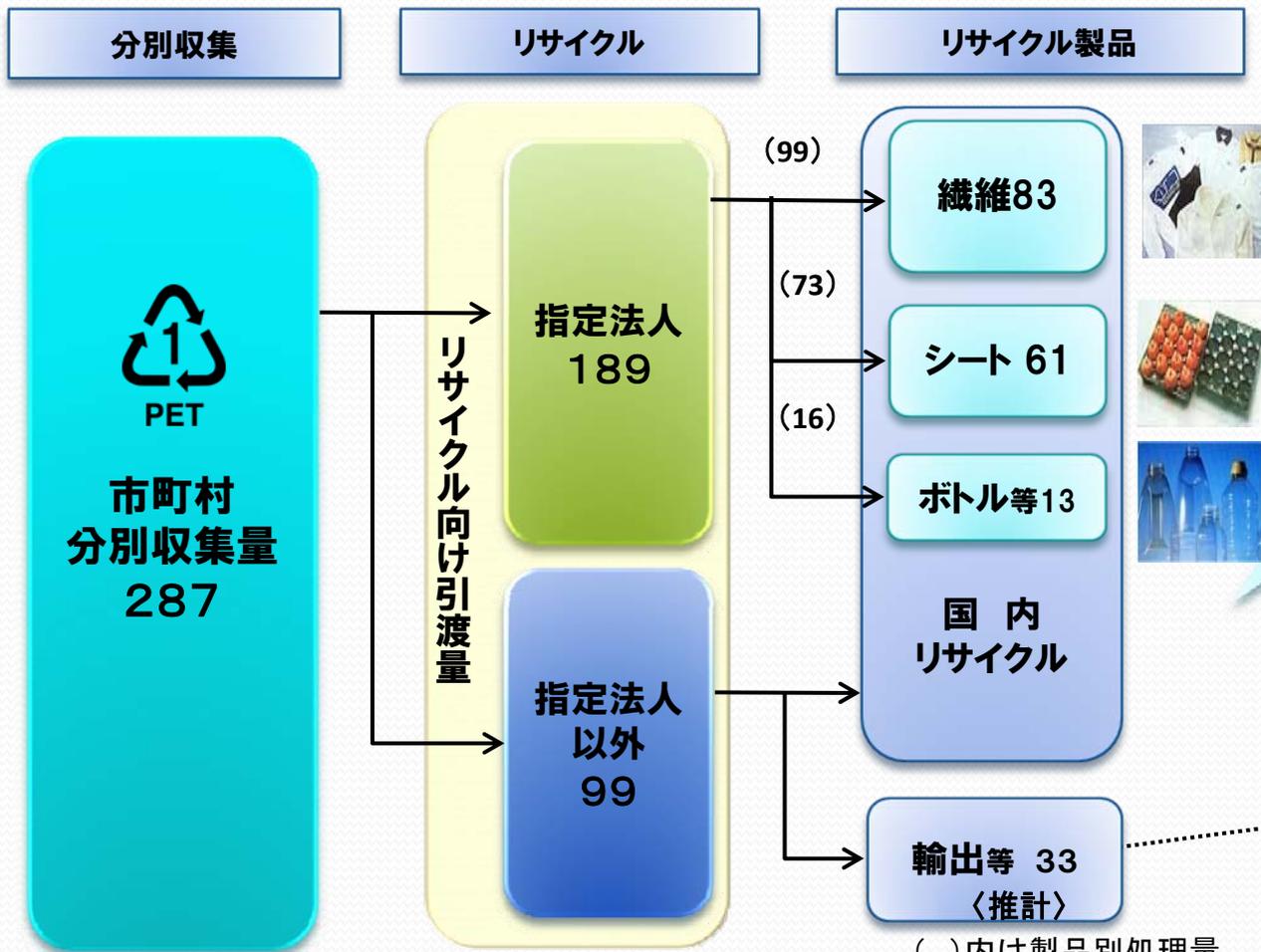
市町村による分別収集量の推移

各種容器包装の分別収集量の経年推移



ペットボトルの回収・再商品化の流れ(平成21年度)

(単位:千トン)



○指定法人に引き渡されると国内でリサイクルされる。

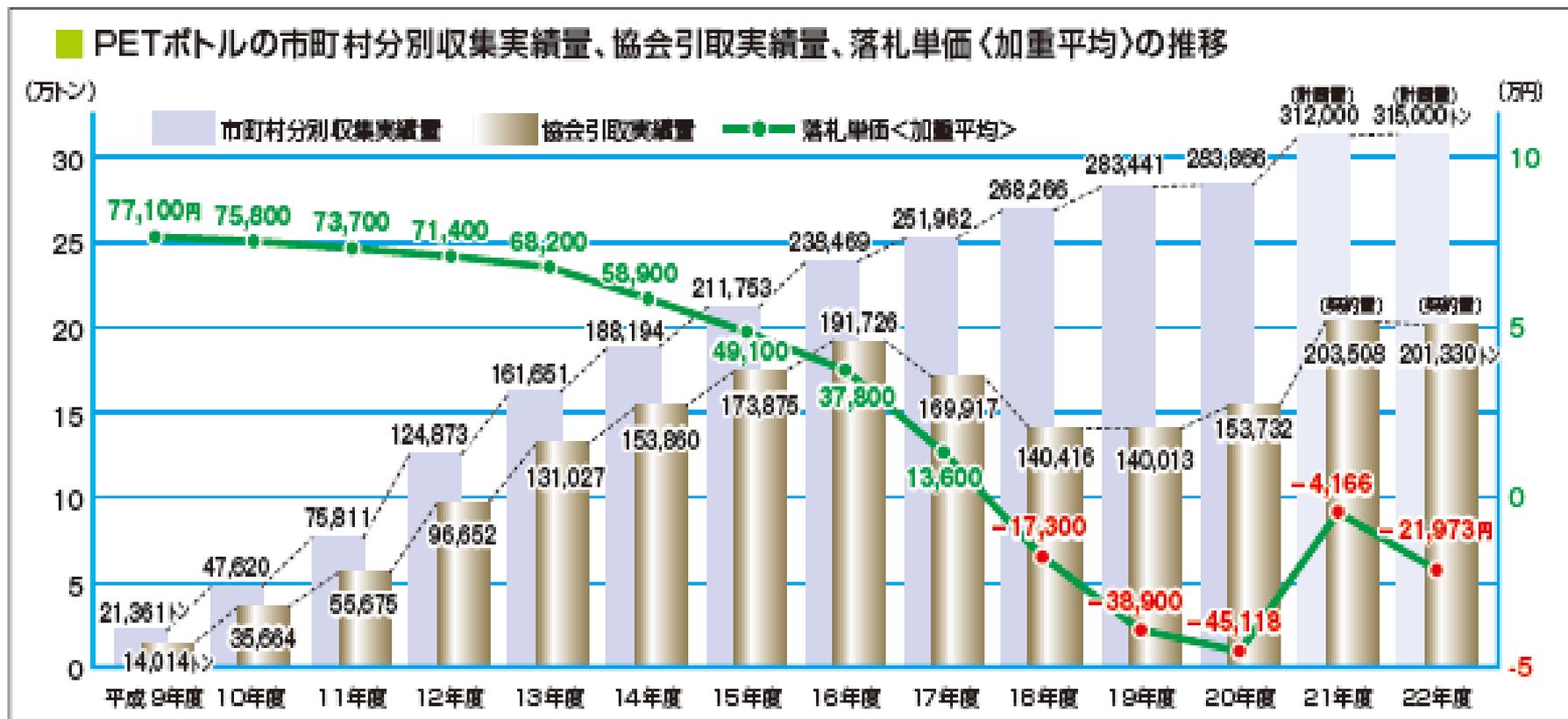
○指定法人以外の引渡は、国内リサイクル又は原材料として輸出。



ペットボトルから作られた詰め物を使用したと思われる中国製のぬいぐるみ

()内は製品別処理量

ペットボトルの 分別収集量、協会引取量、落札単価の推移



※20年度「協会引取実績量」は期中追加分を含みます

出典：(財)日本容器包装リサイクル協会ホームページ

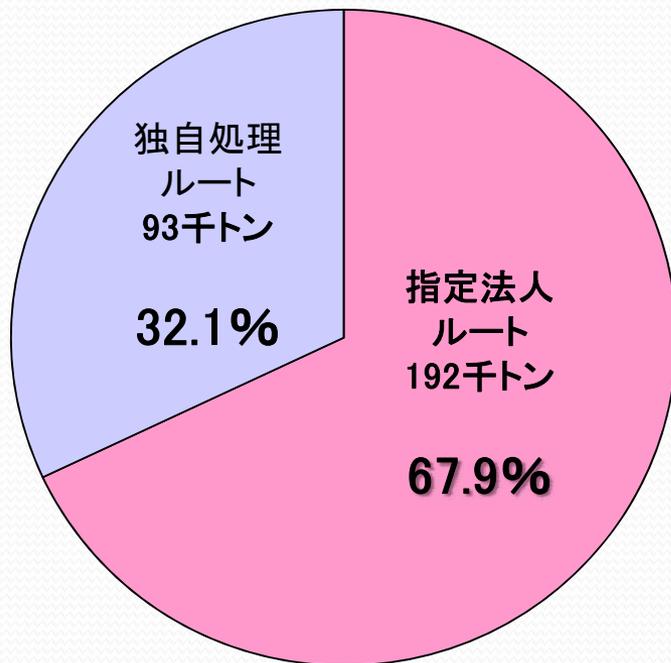
平成21年度「廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する実態調査」の結果について

①使用済みペットボトルの処理方法

使用済みペットボトルの指定法人向け処理割合が年々増加しており、平成22年度(計画)は67.9%となった。

平成22年度(計画)

処理量の割合



処理方法の採用状況

	自治体数	割合
指定法人ルート	970	57.0%
市町村独自ルート	515	30.3%
併用	217	12.7%

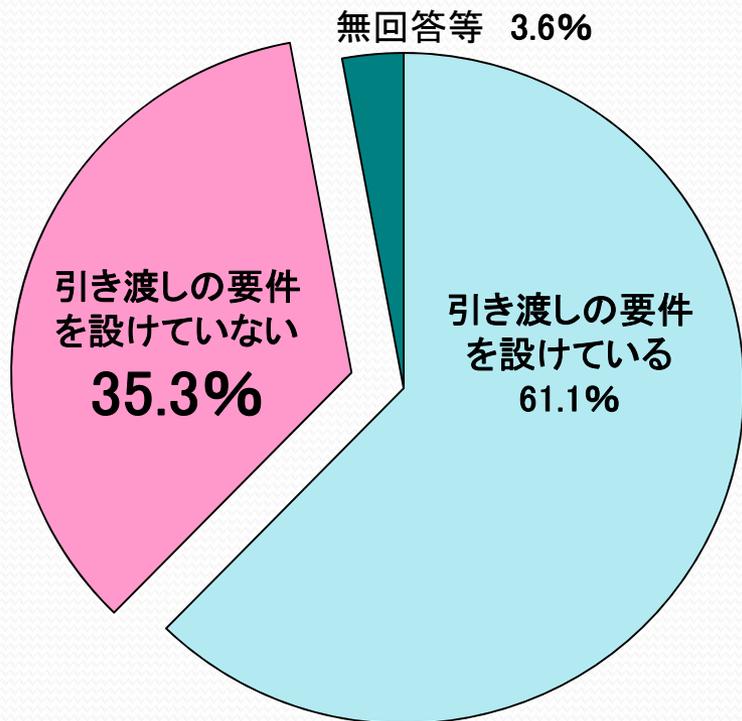
平成21年度「廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する実態調査」の結果について

②契約時の要件、市民への情報提供

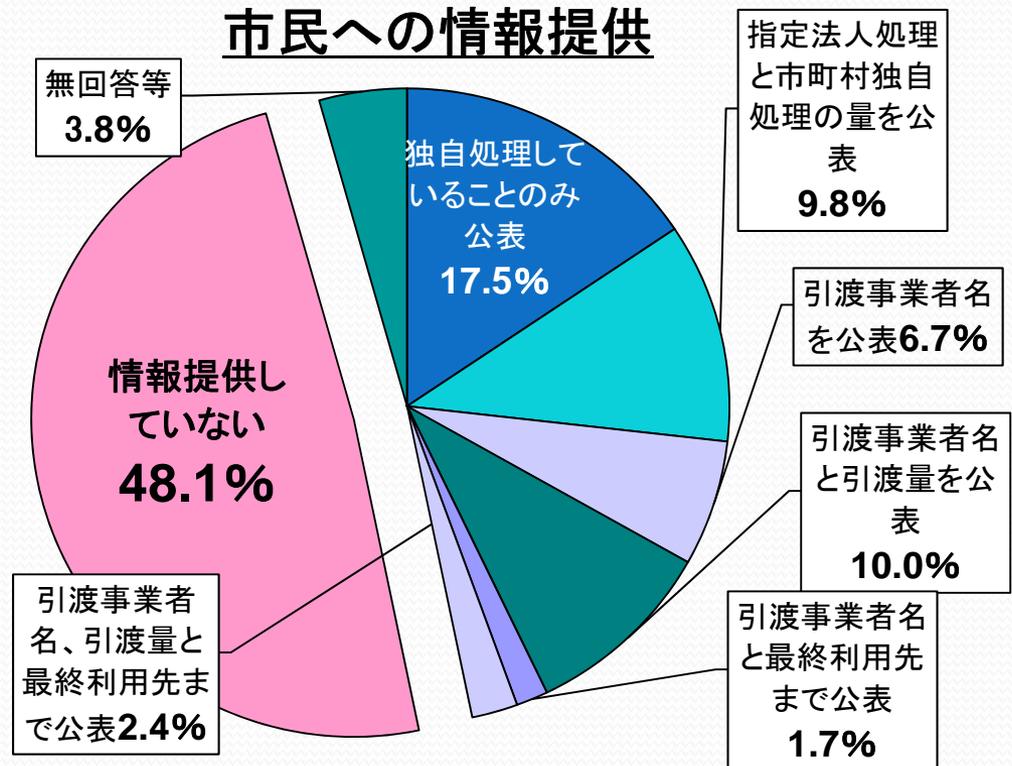
独自処理を行う市町村のうち、

- ・引き渡し先事業者に要件を設けていない割合は35.3%
- ・市民へ情報提供をしていない市町村の割合は48.1%

事業者への要件の有無



市民への情報提供



使用済ペットボトル等の再商品化のための 円滑な引き渡し等について

基本方針

使用済ペットボトル等の分別基準適合物を市町村が指定法人以外の処理事業者に引き渡す場合、以下のことが必要である

- 分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていること
- 市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、地域住民に対する情報提供に努めること



対応

平成20年6月・平成21年7月に続き、平成22年8月にも基本方針の主旨について各自治体に周知を行った。

※平成22年8月5日付け事務連絡 抜粋

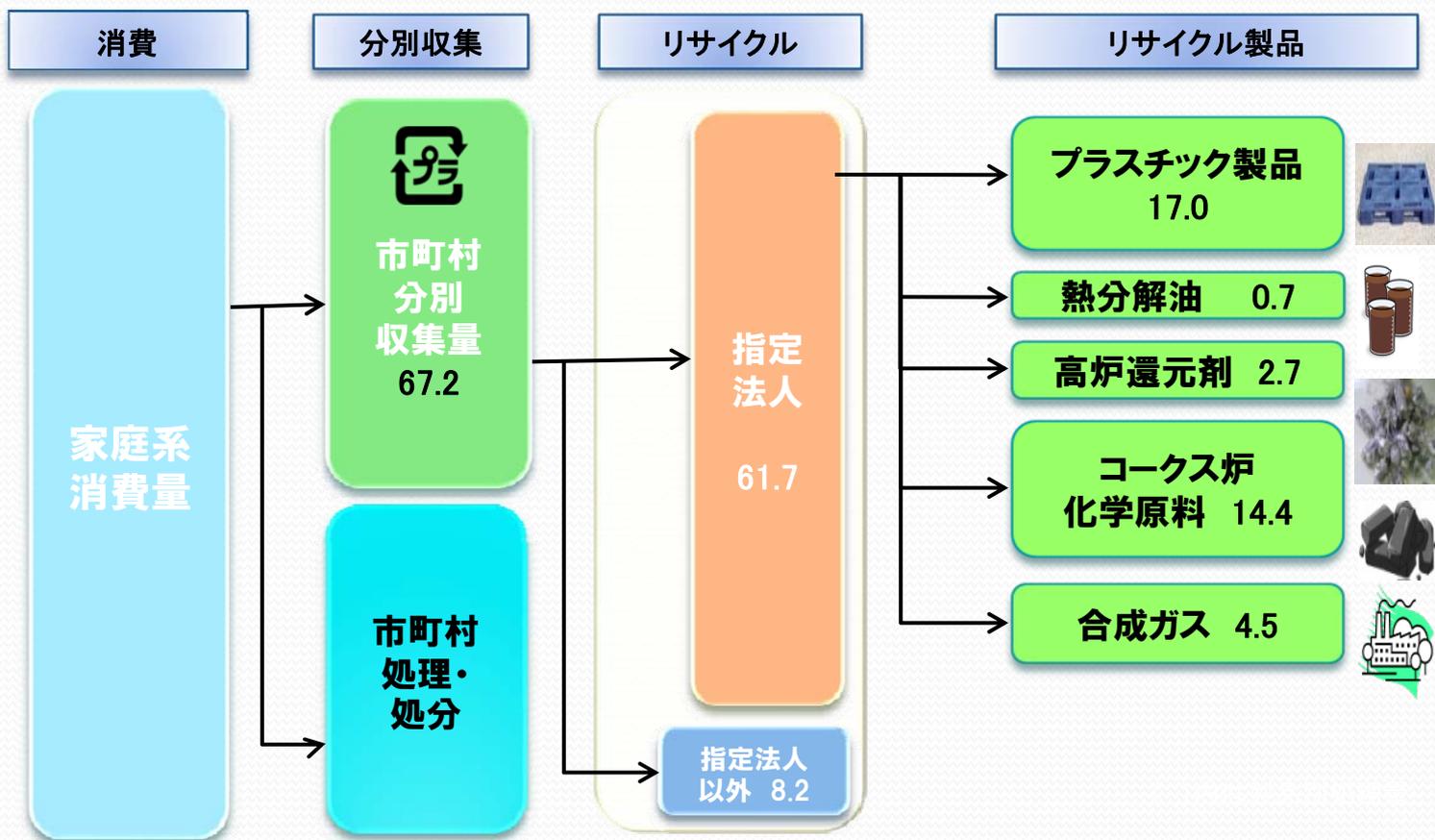
「（平成21年度「廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する実態調査」の結果によると、）指定法人に引き渡されない場合にあつて、引き渡しの要件を設定していない市町村は昨年度とほぼ同じ35.3%でした。また、使用済ペットボトルの処理先について、住民へ情報提供していない市町村は48.1%と昨年度と比較して大幅な変化がない状況であり、こういった状況は上記「基本方針」の趣旨に反していると言わざるを得ません。

一昨年秋以降の急激な経済変動が起きたときには、海外需要の減少により国内処理に回される廃ペットボトルが増加したため、指定法人による再度入札等の緊急避難的措置が行われたところですが、今後はそのような措置は行わないこととしています。」

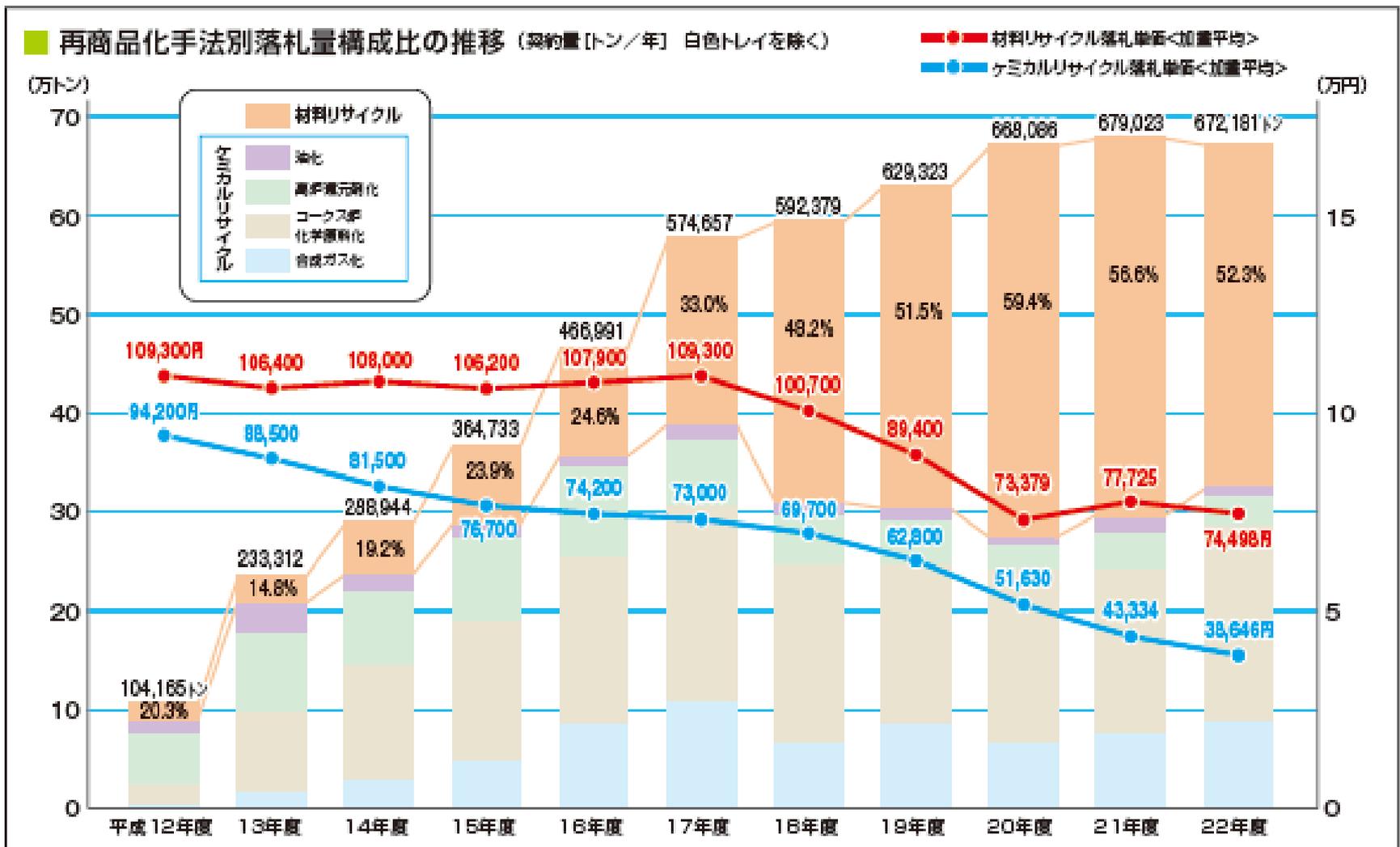
プラスチック製容器包装のリサイクルの流れ (平成21年度)

プラスチック製容器包装の回収・再商品化の流れ (平成21年度)

(単位:万トン)



再商品化手法ごとの落札量及び構成比の推移



※出典: (財)日本容器包装リサイクル協会ホームページ

プラスチック製容器包装の再商品化手法 及び入札制度の在り方に係る取りまとめ①

検討の背景

- 平成12年に容り法が全面施行されて以来、プラスチックの原材料としての利用が望ましいという観点から、プラスチック製容器包装については材料リサイクル手法を優先して取り扱ってきた。
- 材料リサイクル事業者の落札量が予想を超えて増加したことから、材料リサイクル手法の優先的取扱いを見直すべきとの議論が起きたため、平成21年4月に中央環境審議会・産業構造審議会合同会合で議論を開始。
- 平成21年9月の中間取りまとめにおいては、材料リサイクル手法の優先的取扱いの総量に上限（市町村申込量の50%）を設け、材料リサイクル手法の質の向上等のための総合的な評価を行い、優先的取扱いの中での入札に反映させることとした。
- また、入札制度以外の改善策として、再商品化業務の厳格化及びその適切な履行の確保並びに容り協会の運営改善のための措置や、再商品化に関わる各主体の透明性を向上させるための措置等が必要であるとされた。
- さらに、材料リサイクル手法の優先的取扱いの在り方等の中長期的課題については、平成22年夏頃までに結論を得られるよう議論を進めることとされた。

プラスチック製容器包装の再商品化手法 及び入札制度の在り方に係る取りまとめ②

取りまとめのポイント①材料リサイクル手法の優先的取扱いの在り方

- 合同会合では各リサイクル手法を「環境負荷低減と資源の有効利用」「経済コスト」「わかりやすさ」等の観点に照らして評価。
- その評価結果を、現行の材料リサイクル手法の優先的取扱い方針に照らしてみると、こうした取扱を積極的に肯定する結果は得られていないものの、材料リサイクル手法の評価結果には更なる改善、発展の余地があること等も考慮すれば、その取扱を直ちに廃止するに十分な材料が得られているとまでは言い難いことから、容り法の次期見直しまでの間、材料リサイクル手法の優先的取扱いは継続する。
- しかしながら、材料リサイクル手法は未だ改善・発展の途上にあることもあり、現状のままでは優先的取扱いを継続していくことに関係者の十分な理解と納得を得ることは困難であるなど、材料リサイクル手法の質を向上させるために取り組むべき課題が多く存在することも事実。
- このため、容り法の次期見直しまでの間、現行の取扱を継続しつつ、材料リサイクル手法の質を向上する措置の具体化を図る。その上で、容り法の次期見直しの際には、燃料利用の在り方も含め、リサイクル手法の在り方を根本から再検討すべき。

プラスチック製容器包装の再商品化手法 及び入札制度の在り方に係る取りまとめ③

取りまとめのポイント②当面の課題と今後のプラスチックリサイクルの在り方

(1) 平成23年度以降の入札に反映させるべき措置

- 優先的取扱における上限の設定（市町村申込み量の50%）
- 優先枠の運営における総合的な評価の深化（優良な事業者の育成） 等

(2) 導入に向け更に検討が必要な事項

- 容器包装メーカー等とリサイクル事業者などの対話による環境配慮設計・見える化の推進
- リサイクル製品の販路の拡大
- 市町村におけるプラスチック製容器包装の分別収集量の増加方策
- 複数年契約 等

(3) 施策の方向性も含め検討が必要な事項

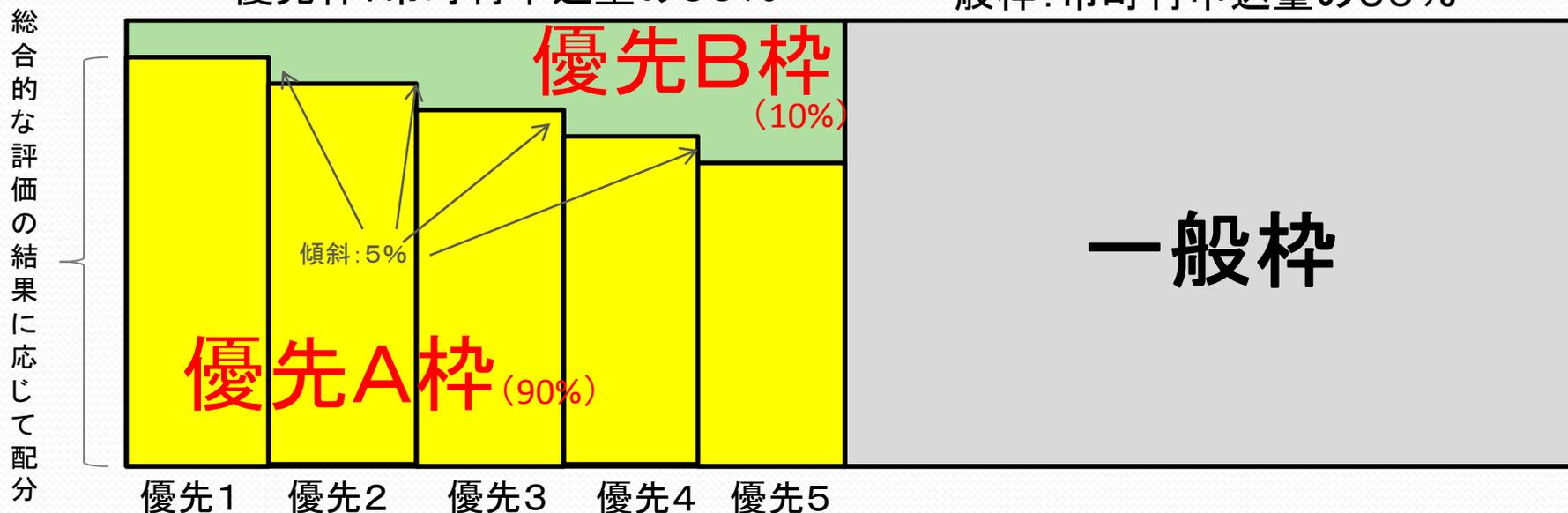
- システム全体の効率性の向上
- RPF等の燃料利用の実態把握

・上記を踏まえ、容器包装以外も含めたプラスチック全体のリサイクルの在り方について、容り法の次期見直しまでに一定の整理を行うべき。

平成23年度プラスチック製容器包装 再商品化事業者入札について

優先枠：市町村申込量の50%

一般枠：市町村申込量の50%



○優先A枠(優先枠の90%)

総合的な評価の結果に応じて、個々の事業者の処理能力(落札可能量)の一部を優先A枠分とし、その落札決定手続を、優先B枠にさらに優先して行う。総合的な評価が高いグループの事業者ほど落札可能量に占める優先A枠の比率が高くなる。優先枠の競争倍率は1.05倍。

○優先B枠(優先枠の10%)

個々の事業者の優先B枠分については、優先枠の総量から優先A枠の総量を除いた量を母数として、優先事業者間で入札を行う(したがって、競争倍率は、A枠よりも相対的に高くなる)。

○一般枠

ケミカル事業者又は優先的取扱いの権利の無い材料事業者が入札を行う。

○市町村の申込量に対し、初めに優先A枠について落札量を決定し、市町村の申込量に残がある場合、優先B枠、一般枠の順に落札量を決定する。

容器包装リサイクルのフローの透明化等に関する検討会 中間取りまとめを受けた対応

検討の経緯

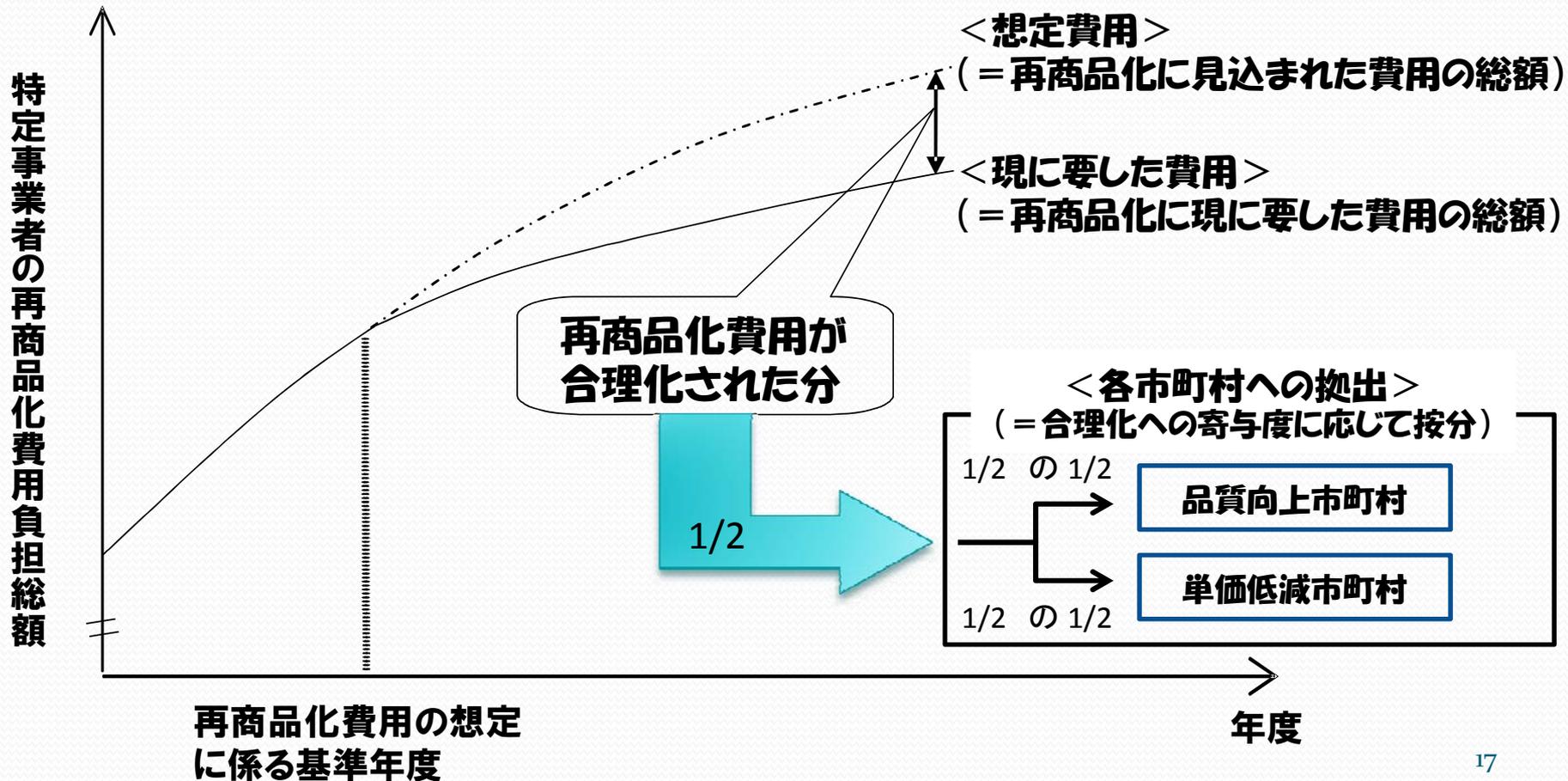
- リサイクルの流れの透明性の向上等に関する課題及び方策を検討するため、「容器包装リサイクルフローの透明化に関する検討会」を設置し議論。
- 中間取りまとめ（平成21年6月）において、容器包装リサイクル制度の透明化に講ずべき措置について提言があった。

主な取組の状況

- ① リサイクルのフローの確認に係る措置
 - ・ 平成22年度から容リ協会と再商品化事業者・市町村との契約書等を整備し、市町村が再商品化事業者に対して現地確認を行うことができるようにした。
 - ・ 環境省調査では、約4割の市町村が中間取りまとめ以降に再商品化事業者への現地確認を実施したと回答（容リ協を介して実施されたものではないものも含む）。
- ② 情報公開に係る措置
 - ・ 平成21年10月に容リ協会ホームページに「わたしのまちのリサイクル」を新設し、一般市民が容易に情報把握できるようにした。
 - ・ 人口10万人以上の220市町村のうち、118市町村が市町村ホームページから容リ協会ホームページへリンクしている。

資金拠出制度の仕組み

- ★拠出総額:「想定費用」と「現に要した費用」の差額×1/2
- ★分配基準:各市町村の合理化への寄与度に応じて按分
- ※毎年度、特定分別基準適合物ごとに拠出。



資金拠出制度

平成21年度分の拠出結果

分別基準適合物	①想定額(円)	②現に要した費用(円)	差額 (①-②)(円)	拠出金(円)
ガラス(無色)	293,151,560	362,405,568	-69,254,008	0 (※)
ガラス(茶色)	361,726,537	405,633,974	-43,907,437	0 (※)
ガラス(その他の色)	534,654,172	640,891,625	-106,237,453	0 (※)
紙製容器包装	124,025,540	71,245,545	52,779,995	26,389,998
ペットボトル	964,422,137	787,928,548	176,493,589	88,246,795
プラスチック製 容器包装	53,453,735,865	35,013,058,217	18,440,677,648	9,220,338,824
合計	—	—	—	9,334,975,617

拠出額が大きい市町村

順位	市町村又は 組合名	拠出額(円)	(参考)容リプラの引 渡実績量(t)
1	A市	841,184,630	46,125
2	B市	657,782,930	26,796
3	C市	216,720,965	9,293
4	D市	206,701,869	17,247
5	E市	178,017,077	9,475

約93億円

※ガラスびんについては、想定費用よりも現に要した費用の方が大きかったため、拠出が行われなかった。

我が国におけるびんリユースシステムの 在り方に関する検討会について

設置趣旨

- リターナブル容器の代表的な事例である飲料用のびん等のリユースが近年減少傾向。
- 使い捨て容器の使用による廃棄物の発生を抑制し、現在のビールびん等のリユースの基盤を維持しつつ、新たなびんリユースシステムの構築について検討するため、関係者からのヒアリング等を行い、びんリユースが成立する要件等の整理をするもの。
- 平成23年1月～3月まで3回の検討会を開催。座長：安井至国際連合大学名誉副学長、東京大学名誉教授、ほか学識経験者・関連事業者等の委員9名より構成

検討結果

- ① リターナブルびん利用の現状の把握
 - ・ 国内のリユースびんの使用量はここ10年で6割近くの減少。びん商の事業者数、自ら洗びん施設を所有する飲料会社の数も減少が続いていて、社会インフラが縮小傾向
- ② びんリユースシステムの意義及び期待される効果
 - ・ びんリユースは廃棄物の発生抑制、リサイクルに必要となるエネルギー使用及びCO₂排出の削減、環境教育上の効果、コスト面でのメリットが期待
- ③ びんリユースシステムの構築を促進する上での課題・条件
 - ・ 同一種類のびんを各飲料会社が共通で使用すれば、全国規模で効率的な運用が可能
 - ・ リユースびんを多くの飲料会社が使用することにより、持続的なシステムとなり得る
 - ・ 低コストで高回収率が期待できるシステムの模索、消費者のリユースびんへの理解

マイボトル・マイカップキャンペーン

マイボトル・マイカップキャンペーンとは

オフィス・大学・学校・外出先で自分の水筒、タンブラー、ジョッキ、カップ、湯のみなどの飲料容器(マイボトル・マイカップ)を使う取組を促進することにより、ごみ、環境負荷を減らす取組



マイボトル・マイカップキャンペーン
ロゴマーク

キャンペーンの具体的な取組内容

大学等における実証実験

インフラ整備と水筒の配布によるモニター調査を通じて、取組の定着の程度と環境負荷削減効果を検証

実施大学：①フェリス女学院大学
②横浜市立大学
③大阪大学



マイボトル、マイカップ
の使える喫茶店

水筒に給水しやすい
冷水器の設置

イベントでの啓発活動

- 環境省主催のエコライフフェア(6月5日～6日)においてブース出展。お茶の提供や展示を実施
- 10月の3R推進月間で自治体、地域での取組を支援。新宿区主催のイベントでブース出展(10月31日)

ウェブサイトでの情報発信

<http://www.re-style.jp/bknbr/mybottle>

- マイボトルの使える身近なお店の紹介
- オフィスの先進的な取組の紹介
- 地方自治体における啓発活動の紹介

